

播磨国地域領主としての小寺氏

青 井 恵 理 香

はじめに

本稿の目的は、播磨国守護奉行人から地域領主へと変化していく小寺氏の権力構造の変遷を考察するものである。権力が成長していく過程において、地域支配のあり方や家臣編制など対外的・対内的にどのように変化していくのか。権力が成長していく中で、何が断絶し、連続して、刷新されていくのか。播磨国地域領主である小寺氏と、その被官人から福岡藩主へと変容を遂げた黒田氏の両氏を軸に検討していきたい。そのためにもまずは、播磨国で果たした役割から、小寺氏がどのような権力であったのかを段階を追つて明らかにする。

播磨国は守護赤松氏の領国である。しかし、赤松氏の守

護支配を実質的に担つたのは、播磨国国人領主であると野田泰造^①、小林基伸^②は指摘する。

赤松氏は有力な国人領主に職を付与し、一郡ないし数郡を与え、分国支配を担わせていた。国人領主は、やがて、付与された職制を梃子に支配を拡大していく、守護からの自立を志向するようになるという。

特に小林氏は、国人領主が守護から自立を遂げていく中で、守護権力による地域支配の抑圧から地下が自らの要求実現のために、守護ではなく、地域権力（＝国人領主）を求めていく様相を明らかにした。地下人にとって、寺社本所領保護を基本政策とする守護は、地下人の生産活動を保証してくれる権力として期待されなくなり、守護に変わる権力として国人領主が地下によって担がれ始め、国人の自

立性が強化されていくとする。

この小林氏の指摘は、播磨国の守護権力と地域、国人領主と地域の関係を考えるために非常に重要なものである。とはいっても、播磨国において守護赤松氏は完全に排除されることはない。この見解は、守護研究者の野田氏と国人領主研究者の小林氏とで一致している。所領規模などの問題で自立することが困難な国人領主が存在し、そういった領主達が求心しつづける存在として、守護赤松氏は存続するという。

この播磨国の様相について、野田氏は、京都近郊に存在し伝統的秩序をぬぐいさることのできない播磨国の特質として評価をするが、同様の現象は、戦国期の但馬国守護・山名氏⁽³⁾や、丹後国一色氏⁽⁴⁾でも見られ、戦国期守護と成長過程にある国人領主とが共通して抱える状態であったと考えられる。

では、守護赤松氏と播磨国国人領主の研究が発展していく中で、小寺氏はどのように評価されていったのであるうか。

小寺氏は守護赤松氏より段錢奉行職を付与された赤松氏被官である。

野田氏によつて、幕府から賦課される国役段錢、守護段

錢、播磨国に関する祈祷・仏事、赤松氏守護館や政庁に関する段錢の賦課・徵収を一手に担つてきた小寺氏は、段錢奉行という職制を梃子に支配領域を拡大していく、やがては赤松氏から自立を遂げ、地域権力となつたと評価された。

これに対し濱田浩一郎氏⁽⁵⁾は、足利義昭が赤松・浦上両氏の戦闘の際、小寺氏の調整役を依頼したことから、赤松・小寺氏と将軍家の緊密な関係が窺え、赤松氏からは自立せず、幕府や守護といった上部権力に左右され、動向規定された国人領主であると否定した。

この濱田氏の評価に対し、渡邊大門氏⁽⁶⁾は、幕府や守護といった上部権力と緊密であるのは当時の政治不安による上部権力からの要請であり、小寺氏の自立性は保持されたままであると野田氏の見解を再評価した。上部権力に動向を規定されない国人領主と再評価された小寺氏は、十六世紀前半に徐々に赤松氏から自立を志向していく、赤松氏の弱体化と共に地域権力へと変化していくとする。

これら小寺氏に関する評価は、幕府－守護体制論や国人領主研究、引いては播磨国地域史の中で研究が進み、見いだされてきた。自立した播磨国地域権力として評価が進

展していくいっぽうで、それまで守護の末端として活動していた頃の小寺氏の実態はあまり顧みられなくなつている。

小寺氏が守護の段錢奉行という職制から支配権を拡大した地域権力であれば、守護権力の中の小寺氏を見直す必要がある。守護権力の末端であった頃から地域との関係はどうものであつたのか。それは地域権力へと変化していく中でどう変化していくのか。播磨国人領主である小寺氏の権力構造を明らかにするために段階を追つて検討していく。

まず、守護の末端として小寺氏はどのように地域に現れてくるのだろうか。

武家と地域の関係を照射する際の材料として、「鶴荘引付」⁽⁹⁾（以下「引付」）を取りあげる。

鶴荘は播磨国揖保郡に存在した奈良法隆寺領である。条里制村落で、守護不入の地として法隆寺から派遣される政所による直務支配が行われた荘園である。（『太子町史』）

鶴荘政所によつて書き残された「引付」は、応永四年（一三九七）から天文十三年（一五四四）にかけての日記資料で、この期間に鶴荘やその周辺に起つた出来事がつぶさ

につづられている。この日記帳を基に、村落の目線から村の自力の萌芽を探る研究は藤木久志氏にはじまりの水藤真氏⁽¹¹⁾に到るまで活発に見られるが、六五年の大山喬平氏⁽¹²⁾以降、武家の目線から地域と武家支配のあり方についての論考はほとんど見られない。

改めて、第一章では「引付」を中心に、地域に果たす武家の役割の変化に注目し、小寺氏の特質を明らかにしていきたい。

第一章 守護奉行人としての小寺氏

第一節 段錢奉行としての小寺氏

「引付」に見える小寺氏の初見は、明応九年（一五〇〇）である。

「八徳山三合米」という段錢に関する記事に見られる。以降、春・秋及び「瓜夫役」といった段錢の賦課とその免除の際に現れる。

①八徳山三合米

【史料①】

一、明應九年申十二月、八徳山三合米配封、御着ヨリ被

入、三百六十町トアリ、」雖然代々免除由申立、侘言ニ沙汰人中方於御着ニ遣了、「一貫文」御着両奉行、小寺方・薬師方へ禮五百文、小納所禮二百文差之、二百文於後世方禮、廿文読賀繩代、三百文支社日別、

以上

「八徳山三合米」の配符が「御着（より）入」り、免除を求めて鶴荘政所から「沙汰人中方」が「御着」に派遣された。このとき、「一貫文御着両奉行、小寺方・薬師寺方へ禮五百文」が渡されたようである。以降、永正十年（一五二三）まで断続的に御着から「八徳山三合米」の賦課があり、都度、鶴荘役人が「詫言」に赴いて、金銭を御着奉行に支払い、免除を得るという行為が散見される。

「八徳山三合米」とは、「除災祈禱」に関する段錢のようで、「八徳山八葉寺」という天台宗寺院が姫路に現存することから、播磨国に関する役と推察される。

③「菰夫役」免除

文亀元年（一五〇二）六月、室町將軍に菰を運ぶ際の「菰夫」が賦課され、「沙汰人中方」が派遣され、「小寺方へ百疋」を渡し「落居」する。

【史料②】

②春と秋の段錢
文亀元年（一五〇二）八月日に「御君」（赤松義村カ）より「秋段錢」の「配符」があり、「奉行」へ「札」二百文が支払われているが、このときの奉行が御着の奉行を指す

かはわからない。ただし、永正八年（一五一二）八月三日条の「秋段錢」が賦課された際は、「小寺方工一貫文、薬師寺方工一貫文」が支払われたようである。

このほか、春の段錢も同様である。

永正八年三月の「春段錢」が賦課された際には、やはり「小寺方工一貫文、薬師寺方工一貫文」が免除の礼に支払われた。以降、小寺・薬師寺氏へ礼錢を支払って、免除を請けるという行為が永正十年頃までつづき、大永六年（一五六二）の春・秋段錢賦課免除の記事を最後に行われなくなる。

御着にいる段銭奉行人は小寺氏の他に「薬師寺方」が見え、「御着両奉行」ともあることから、赤松氏の段銭奉行は両奉行体制であったことが窺えるが、この「菰夫」の賦課・免除に関しては、薬師寺氏は現れず、小寺氏のみである。

享禄四年（一五三二）八月にも「小寺方」より「瓜持人夫」役が賦課されており、薬師寺氏の姿を見ることは出来ない。

「八徳山三合米」や「春段銭」・「秋段銭」等の段銭免除の際は「小寺方」・「薬師寺方」との記載が見えるが、将軍役である「菰夫」に関しては小寺氏のみが現れる。「菰夫」に関しては小寺氏が担当窓口として機能していたのだろう。薬師寺氏と小寺氏では、同じ段銭奉行でも、役割が違つていた可能性を検討する必要があるが、永正十八年（一五二二）頃に薬師寺氏は没落（『姫路市史』¹⁴）するためか、薬師寺氏に関する史料は乏しく、詳細は現段階詰め切れていない。

大永六年（一五六六）にも「菰夫」役が賦課されるが「然ニ当庄者免除間、禮ニサエ不被及」と鶴莊は礼錢を払わず、

以後「菰夫」役についての記事は消える。

野田泰三氏は「戦国期において守護（御着納所）・守護代間で（段銭の）徵収の分化」がされ、「御着納所による賦課」が「守護役」・「臨時段銭・棟別」や「幕府から賦課される国役段銭」・「八徳山三合米や仁王講などの祈祷・仏事」・「赤松氏菩提寺や居館・政庁の造営」費の賦課・徵収を御着段銭奉行の役割として評価している。

改めて調査してみると文亀元年（一月）の「坂元堀普請人夫」役について「國中衛配封入」った際は、「坂元衛罷出、諸役免除由堅佐言候」をし、「浦上方へ百疋、阿保方へ五十疋」を贈り、御着納所に赴いた様子はない。

このほか、享禄二年（一五二九）に「御屋形御主殿英賀津新造為要脚」が臨時に課された時は、一部欠落があり詳細は読みとれない部分があるものの「喜多殿」からとあり、御着からの賦課徵収とは考えがたい。

明応六年（一四九七）五月に、「蟲喰」の被害が甚大のため、「府中惣社諸山申被付仁王〔講〕」執行が命じられた際は、「坂元罷出佐言申」とあり、同時に「浦上方へ百疋罷出、阿保方へ百疋」を贈ったことが確認出来る。天文五年（一五三五）八月に、「國中臨時反錢配符」があつ

た際は、「小奉行石田大炊助」が「従屋形」の命令で賦課したものであり、こちらに「種々御侘言申候」をしたところ。

石田大炊助は赤松義村の奉行人であり、天文五年の臨時段錢賦課も御着の奉行より賦課されたものとは確認することは出来ない。

御着の段錢奉行が賦課・徵収する段錢と坂本で賦課・徵

収される段錢とには違いがあり分化は見られるが、赤松氏の居館・政庁に関する段錢や、国の祈祷に関する特に臨時の段錢は守護の中枢機関がある場所や赤松氏当主の側近から発せられるため、少なくとも「引付」の中では「御着納所」の役割として評価は出来なかつた。

まとめる御着の段錢奉行が、賦課する段錢の内容は①「八徳山三合米」（除災祈禱）②「菰夫」（瓜持有人夫）③春と秋の段錢に主に絞られる。恒常に賦課される幕府や守護役に関する段錢の徵収を担当しており、鶴荘役人が「詫言」に赴いて、金錢を御着奉行に支払い免除を得るという行為が常態化し、小寺氏の得分となつていた様子が窺える。臨時に賦課されるものは守護の中枢機関より賦課されており、守護の中枢と守護機構の末端である段錢奉行の間でも役割が分化され、播磨国に関する段錢のすべてを御着の

段錢奉行はとり扱つていたわけではないようである。【表

①

また、御着の段錢奉行の中でも小寺氏・薬師寺氏それぞれで役割が更に分化していた可能性があり、將軍に瓜を贈る際の「菰夫」（瓜持有人夫）に関しては小寺氏のみが担当をしていた可能性が高い。

ただし、これらの段錢は、永正十年（一五一三）以降、徐々に御着納所から賦課されることはなくなつていく。伴い、免除のために常態化していた鶴荘からの礼錢払いも「守護不入の地」であることを柄に行われなくなつて来る。この背景には守護の弱体化が考えられる。「守護不入の地」に対する、守護が国の統治者としてその権力を發揮しようとしても、何の効力も持てなくなり拒まれ、介入が出来なくなりはじめているのではないだろうか。言い換えれば、十六世紀の初頭まで守護は絶対的な公権力として機能出来ており、それゆえ、守護権力の機関である段錢奉行も「守護不入の地」であるにも関わらず鶴荘に現れることが出来たのであろう。

さて、守護の末端として活動していた小寺氏は、赤松氏の段錢奉行として課役賦課や免除のほかに、赤松氏機構の

[表①]『鷦狂引付』まとめ

												年 月 日	1433 永享5	1497 明応6	1500 明応9	1501 文亀元	1511 永正8	1512 永正9			
												段錢賦課の名目	詫に出了た人	詫言先	詫言の内 容	詫言の内 容	詫言の内 容	詫言の内 容			
6	3	4	11	8	8	6	3	8	6	2	12	5	5	延願坊内山方	坂本	小河殿へ檻2・素麵1貫文分・菴30・上原方へ料足2貫	※佐言は難波				
12	5	6	朔日	3	3							晦日	兵庫嶋堀	仁王講のための段 錢	浦上方へ100疋、阿保方へ100疋、芦田50疋、浦上新三郎に30疋	正物5貫文にて落居					
瓜夫	春段錢	京都より臨時段錢	徳政令	八徳山三合米	秋段錢	瓜夫	春段錢	秋反錢	瓜夫	坂元堀普請人夫	八徳山三合米			1貫文御着両奉行 小寺方・薬師寺方へ礼、500文小納所礼、200文岸方、200文お後世方礼、20文	1貫文御着両奉行 小寺方・薬師寺方へ礼、500文小納所礼、200文岸方、200文お後世方礼、20文	1貫文御着両奉行 小寺方へ50疋、中村与三郎兵衛50疋 芦田100疋 奏者(取次)たる間備中方へ50疋	浦上方へ100疋、阿保方へ50疋、中村与三郎兵衛50疋 芦田100疋 奏者(取次)たる間備中方へ50疋	1貫文御着両奉行 小寺方へ100疋、小納所50疋、岸に20疋	1貫文御着両奉行 小寺方へ100疋、小納所50疋、岸に20疋	1貫文御着両奉行 小寺方へ100疋、小納所50疋、岸に20疋	1貫文御着両奉行 小寺方へ100疋、小納所50疋、岸に20疋
内山新三郎方	中小三郎方			内山方	内山方	内山方	内山方	内山方	内山方	内山方	内山方			御着	御着	御着	御着	御着	御着		
(御着)	(御着)	(幕府)	(御着)	(御着)	(御着)	(御着)	(御着)	(御着)	(御着)	(御着)	(御着)			御着奉行へ3貫200文札、200文お後世方礼、200文額田方、150文沙汰人糧物、20文配符一宿50文	御着奉行へ3貫200文札、200文お後世方礼、200文額田方、150文沙汰人糧物、20文配符一宿50文	御着奉行へ1貫文、岸方へ200文、一宿20文、役人雜用150文	御着奉行へ1貫文、岸方へ200文、一宿20文、役人雜用150文	御着奉行へ1貫文、岸方へ200文、一宿20文、沙汰人日別150文、配符一宿20文	御着奉行へ1貫文、岸方へ200文、配符一宿20文、沙汰人日別150文、配符一宿20文	御着奉行へ1貫文、岸方へ200文、配符一宿20文、沙汰人日別150文、配符一宿20文	御着奉行へ1貫文、岸方へ200文、配符一宿20文、沙汰人日別150文、配符一宿20文
人日別150文	1宿20文	礼物1貫500文	嘉例禮物として2・3ヶ所(御着両奉行、小納所3人方へ3貫文)	200文取次方、150文沙汰人日別	弘山宿に札打つ	下野守(赤松政秀)・小寺ノ加賀守、								但し松泉院(赤松政則)殿御代ニハ札物までもナキ様にニ少寺(小寺カ)方状ニ見工タリ	虫害のため、府中物社・諸山に命令あり						

年	月	日	段錢賦課の名目	詫に出了人	詫言先	詫言の内容
1536	1531	1530	1529	1526	1522	1512
天文6	享禄4	享禄3	享禄2	大永6	永正14	永正9
8	8	4	11	3	4	8
	-	-	-	3	27	3
国中臨時段錢	瓜夫	国別棟別錢	臨時段錢	秋段錢	段錢	春段錢+赤松の宝
	-	-	-	瓜夫	御曹司御代初	林寺山門の段錢
(置塩)	(御着々)	免除カ	(置塩カ)	沙汰人実報寺	中小三郎方	赤松義村御代繼目として、当庄国役
種々詫び言により免除	免除カ	(置塩カ)	本來守護不入につき種々の礼物にて落居	与三左衛門方	(御着)	赤松義則殿の百年忌のため高野山に
従御屋形可被召之通	小奉行の石田大炊助より催促	小寺方より催促	喜多野殿(赤松年寄衆)が懸けられる	赤松院を造営のため	赤松院を造営のため	御屋形御主殿英賀津新造要脚

末端として、どのような機能を地域に果たしていたのであ
ろうか。次は、小寺氏発給文書をもとに検討していく。

第二節 守護奉行人としての小寺氏

「引付」の中に見られた小寺氏の初見は、明応九年であ

るが、小寺氏の発給文書を整理するとその活動は、文明七年（一四七五）まで遡ることが出来る。【史料③】内容は播磨国九条家領に対する臨時課役等を免除するもので、この頃から赤松氏の段錢奉行として機能していたことが窺えようが、どこを拠点としていたかまではわからない。

〔史料③〕

(端裏書)

〔正文浦上方仁在之〕
九条殿御家領播州田原庄・同寺院并安田庄・蔭山庄等段
錢・人夫・臨時之課役已下可為免除旨、去廿日御奉書如
此候、如先々可然様可被仰付由候、恐々謹言

(文明七)

三月廿六日

則職判

祐貞判

浦上美濃守殿

御宿所

連署人は赤松家年寄の上原祐貞である。段錢に関する文

書にも関わらず小寺氏の単署ではなく、上原氏との連署状
であるのは、「臨時課役」が免除対象に入っているためと
考えられる。「臨時課役」の賦課や免除は守護機構の中枢
から発され、段錢奉行が担つた様子がないことが「引付」
で見えた。ほかの莊園も同様であったと考えられる。「臨
時課役」の発給主体は上原氏であつて、上原氏との連署を
以て、免除という形をとつたことが推測される。

下つて明応四年（一四九五）頃になると小寺祐職が現れ

る。
赤松氏奉行人の芦田友興と肥塚雅樂助への九条家領に対する「違乱停止」を求める奉書や「諸公事・人夫・段錢以下」を免除する旨を記した奉書の發給を行つてゐる。肥塚雅樂助と小寺祐職との関係性は現段階閑連文書が見られないため詳細は不明である。祐職が諸公事などを免除したのは明応四年六月二十五日付の九条家雜掌に宛てた芦田友興との奉書のみで、そのほかは姫路の称名寺（正明寺）に宛てた寄進状などである。同時期に薬師寺氏と難渋している秋段錢催促を行つてゐるのは小寺則職のため、「御着両奉行」の一人として活動していた小寺氏はこの時期、則職と考えられる。

このあと大永四年頃（一五二四）に至るまで、基本、小寺氏の発給文書は、段錢に関するものが大部分を占め、連署状及び奉書が目立つ。段錢免除や催促地として見られたのは、田原莊（田原莊内の寺院含）、蔭山莊（千草村、多田村、山田村）（神崎郡）、安田莊（多可郡）、伊和西（飾西郡）などと播磨國中に渡り、段錢奉行としての権限は広域に及んでいた。

小寺氏は「段錢賦課権を媒介に支配を拡大」^{〔18〕〔19〕}していった

と評価されているが、小寺氏からの軍勢催促などは段錢が賦課免除された同域には確認できず、段錢奉行として拠点を置いていた御着近郊でもこの時期、安堵状や禁制を発給したのは守護赤松氏や浦上氏などであった【表②】【表③】。野田氏の評価にはもう少し検討を加える余地がある。

このほか、「引付」の中には「小寺加賀守」が、鶴荘に隣接する「弘山宿」に西播磨守護代の「赤松下野守」と徳政札を立てたという事例が確認出来る。

【史料④】

一、永正八年（一五一〇）十一月朔日、御成敗而當國德政行候、則内山宿仁被打札畢、其文言云ク、於舊借錢者悉以奇破并年内借錢中現負物仁於者有十分
「 」事、将又信貴講頼支等一圓被破畢

「御成敗而當國德政行候」とあるので赤松守護氏か幕府の命令を奉じての発令と見られるが、発布にいたった背景ははつきりとしない。

内容として、

①古い借金はすべて無効（永正八年以前にした借金はすべて無効）。

②年内の借金や「現負物」（今持っている借金）について

では「有十分」「 」事で削れているが十分のいくつかに減額してもよいというような文言があるかと推測される。

【史料④】が西播磨守護代と鶴荘内に被官人を持つた近隣の領主との連署ではなく、御着を拠点とする「小寺ノ加賀守」との連署であることに注目したい。小寺氏が幕府や守護役を広域的に賦課・徵収・免除する段錢奉行であるため署名をしたと考えられるが、同じく段錢奉行である薬師寺氏の署名は見られない。現段階、小寺氏及び薬師寺氏が署名をした徳政札の事例をほかに確認出来ておらず、判断は難しいが、少なくともこの時、「小寺ノ加賀守」の判があることに鶴荘一帯では効力があつたようである。

更に、永正十一年（一五一四）二月十三日、「京都」よりの「御成敗」で「東保村」にある「一向宗念佛道場」が悉く検断される事件が起こる。この処遇を巡り、小寺氏が絡んでいる。

「東保村」で行われた検断は大規模に行われており、以下、内容を簡潔ながらまとめてみた。

①「東保村」にある「一向宗念佛道場」が「先例」に任せ「検断」される。

【表②】小寺氏発給文書一覧

年 月 日	資料名	差 出	宛 所	内 容		書留文言	出 典
				小又左介殿、肥塚治部左衛門尉殿	借錢・借米破棄		
156408017	永祿7年	8	17	小寺政職判物	政職(花押)	小又左介殿、肥塚治部左衛門尉殿	借錢・借米破棄
156408000	永祿7年	8	1	射楯兵主神社拝殿棟 札銘	善慶(花押)	肥塚治部左衛門尉殿、小帰山を喜び、いつそう忠節を求める	仍状如件
156709015	永祿10年	9	15	小寺休夢書状	小寺美濃守職隆(花押)	又左介殿 御宿所	恐々謹言
156711024	永祿10年	11	24	小寺休夢書状	小寺祐隆下地壳券	肥塚治部左衛門尉殿、小帰山を喜び、いつそう忠節を求める	広峯神社文書
156712023	永祿10年	12	23	小寺祐隆下地壳券	小寺官兵へ尉 祐隆(花押)	又左介殿 御宿所	兵庫県史中世2
156803002	永祿11年	3	2	小寺祐隆下地壳券	小寺祐隆(花押)	肥塚治部左衛門尉殿、小帰山を喜び、いつそう忠節を求める	姫路市史9卷
156808021	永祿12年	8	21	小寺祐隆下地壳券	小寺祐隆(花押)	又左介殿 御宿所	姫路市史9卷
156908022	永祿12年	8	22	小寺政職感狀	小寺政職(花押)	又左介殿 御宿所	姫路市史9卷
156908022	永祿12年	8	22	小寺政職感狀	小寺政職(花押)	又左介殿 御宿所	姫路市史9卷
157003012	永祿13年	3	12	小寺考隆借錢請取狀	小寺考隆(花押)	又左介殿 御宿所	姫路市史9卷
157003012	永祿13年	3	12	小寺考隆借錢請取狀	小寺考隆(花押)	又左介殿 御宿所	姫路市史9卷
999901014	(永祿年頃カ)	1	14	小寺休夢書状	小寺加賀守 則職(花押)	又左介殿 御宿所	姫路市史9卷
999902005	(永祿年頃カ)	2	5	小寺休夢書状	小寺加賀守 則職(花押)	又左介殿 御宿所	姫路市史9卷
999903002	(永祿年頃)	2	5	小寺職隆書状	小寺職隆(御)	又左介殿 御宿所	姫路市史9卷
999903002	(永祿年頃)	2	5	小寺職隆書状	小寺職隆(御)	又左介殿 御宿所	姫路市史9卷
999904012	(永祿年頃)	4	12	小寺政職書状	小寺政職(花押)	又左介殿 御宿所	姫路市史9卷
999904012	(永祿年頃)	4	12	小寺政職書状	小寺政職(花押)	又左介殿 御宿所	姫路市史9卷
999905010	(永祿年頃)	4	12	長浜職秀・小寺職隆 連署状	長浜職秀・小寺職隆 連署状	又左介殿 御宿所	姫路市史9卷
5	4	12	12	小寺職隆書状	小寺職隆(御)	又左介殿 御宿所	姫路市史9卷
10	21	小寺政職書状	小寺政職(花押)	小寺政職書状	小寺政職(花押)	又左介殿 御宿所	姫路市史9卷
小寺職隆書状	小寺職隆(花押)	小寺職隆書状	小寺職隆(花押)	小寺職隆書状	小寺職隆(花押)	又左介殿 御宿所	姫路市史9卷
小寺美濃守	小寺美濃守	小寺美濃守	小寺美濃守	小寺美濃守	小寺美濃守	又左介殿 御宿所	姫路市史9卷
所司	所司	所司	所司	所司	所司	又左介殿 御宿所	姫路市史9卷
軍勢催促	軍勢催促	軍勢催促	軍勢催促	軍勢催促	軍勢催促	又左介殿 御宿所	姫路市史9卷
恐惶謹言	恐惶謹言	恐惶謹言	恐惶謹言	恐惶謹言	恐惶謹言	又左介殿 御宿所	姫路市史9卷
広峯神社文書	広峯神社文書	広峯神社文書	広峯神社文書	広峯神社文書	広峯神社文書	又左介殿 御宿所	姫路市史9卷
姫路市史9卷	姫路市史9卷	姫路市史9卷	姫路市史9卷	姫路市史9卷	姫路市史9卷	又左介殿 御宿所	姫路市史9卷

年 月 日	資料名	差 出	宛 所	内 容		書留文書	出 典
				兵糧料所として契約するので 庶務を全うするよう命じる	御知行の多田・八千草のこと 承り、小寺政職のことは疎か にしな。		
99998009 (永禄年頃)	小寺政職書状	小寺政職(花押)	梶原猪右衛門殿 御宿所	祝融(岡本周登)、島安(島 居安芸守)、四勝四宮勝 助)、御宿所	日損・風損・錯乱があつても見 放さないことを誓う	恐々謹言	加須屋文書
99998013 (永禄年頃)	小寺職隆書状写	職隆 御書判	一	黒田孝高起請文写	早く納めるよう命じる	恐々謹言	兵庫県史中世9
99991106 (元亀3年)	小寺職隆書状写	小美職隆 御書判	小寺官兵衛尉 孝隆	小寺美濃守職隆	西木戸(西城戸)四郎左衛門子、 北條三郎左衛門子、平井左右カ 衛門、國府寺次郎左衛門、津田 四郎左衛門、福中与四郎は官兵 のことを疎略にしないこと	恐惶謹言	黒田文書
15729013 (元亀年間)	小寺職隆書状写	御血判	小寺官兵衛尉 孝隆	小吉、久夢参る	御天王作事を油断なく命じる	仍而起請如件	黒田文書
99991106 (天正元年)	小寺休夢書状	地院 善慶(花押)	所司 肥治、同修 御宿	宇治柳20を送る	恐々謹言	播磨学紀要	兵庫県史中世9
157305029 (天正元年)	小寺休夢書状	地院 善慶(地蔵院 小 寺休夢(花押))	上右(上月右衛門佐) 御 宿所	肥塚修理殿 まいる	恐々謹言	黒田文書	兵庫県史中世9
157505009 (天正3年)	小寺休夢書状	小寺孝高判物	小寺官兵衛尉 御判	萩田村百姓中 木下肥後守様 まいる	山出入を禁じる	廣峯神社文書	姫路市史9巻
158106018 (天正9年)	小寺休夢書状	休夢斎 善慶(花押)	人々御中	野里村之内 善五郎との 音信がとどいたことを謝す	恐々謹言	上月文書	兵庫県史中世9
158604015 (天正14年)	小寺休夢書状	安芸法印 善慶(花押)	木下肥後守様 まいる	命じるのを尤もであること	恐々謹言	廣峯神社文書	姫路市史9巻
999901028 (天正年頃)	小寺氏職書状	氏職(花押)	野里村之内 善五郎との 音信がとどいたことを謝す	野里草場山場の有様を厳しく 命じたことを謝す	恐懼諱言	高馬家文書	兵庫市史9巻
999910011 (天正年頃)	小寺氏職書状	小寺 氏職(花押)	黒田与十郎殿、黒田与七郎 殿、黒田次郎左衛門殿、黒 田平左衛門殿、黒田四郎左 衛門殿、黒田三郎左衛門殿	軍勢催促(陣付などを命じる)	かしく	芥田家文書	兵庫県史中世2
999912006 (天正年頃)	小寺職隆・小寺官兵 衛書状	与一左衛門 盛秀(花 押)、右衛門尉 興長(花 押)、小刑部大輔 職友 (小寺職友)(花押)	黒田与十郎殿、黒田与七郎 殿、黒田次郎左衛門殿、黒 田平左衛門殿、黒田四郎左 衛門殿、黒田三郎左衛門殿	公事始について糺明するよ う置塙から上使が出されたこと をしらせる	かしく	芥田家文書	兵庫県史中世2
999901007 —	—	—	—	—	—	播磨古事	播磨學紀要
9 7	12	10	10	1	4	6	5
6	11	11	28	28	15	18	9
小寺職友等連署書状	小寺職隆・小寺官兵 衛書状	小寺美濃守、同 官兵	小寺休夢書状	寺休夢(花押)	寺休夢(花押)	寺休夢(花押)	寺休夢(花押)
999901007 —	—	—	—	—	—	—	—

年 月 日	資料名	差 出	宛 所	内 容	書留文言	出 典
9999/09/22	小寺則職書状	小寺加賀守 則職(花押)	増位山 行寺坊 御同宿中	当山のこと普請を命じる	恐惶謹言	隋願寺文書 基路市史9巻
9999/10/16	小寺則職書状 写	則職(花押影)	上月殿、薬師寺殿 御宿所	これからも則職に伺候するよ うに心が肝要と命じる	恐々謹言	新修福岡市史中 世1
9999/10/15	小寺則職書状	則職(花押影)	石峯寺 行事坊	寺領などのこと前々のよう に淡河殿の氏寺であるので御成 敗なされること目出度く思う	恐々謹言	石峯寺文書
—	—	—	—	—	—	兵庫県史中世2
10	10	10	22	—	—	—
15	16	—	—	—	—	—

〔表3〕 飾東郡 禁制・宛行・安堵状など

年	文明16	文明15	文明14	文明13	文明12	文明11	文明10	文明9	文明8	文明7	文明6
西暦	1476	1471	1466	1461	1456	1451	1446	1441	1436	1431	1426
月日	閏5月3日	浦上則宗	阿閉重能・馬場則家	赤松奉行人・櫛橋則伊	広峯社沙汰人・下	山名政豊	司・公文中	在田殿代	宛所	発給者	
1497	1496	1485	1484	1483	1482	1481	1480	1479	1478	1477	1476
2月28日	8月日	7月8日	12月25日	8月11日	8月11日	8月11日	8月11日	赤松奉行人(後藤則伊)	季、英賀在陣	松原庄寺家中	広峯刑部太輔
浦上則宗	浦上則宗	小寺祐職	後藤則季	小寺則職、櫛橋則伊	後藤則季	八正寺行事坊	八正寺行事坊	高橋大次郎殿	感状	当山社務職と土地	違乱停止
殿社務	称名寺近習中	姫路村	松原寺家	八正寺行事坊	八正寺行事坊	感状	感状	感状	返付	押領停止	内 容
広峯神社文書	正明寺文書	正明寺文書	松原八幡神社文書	松原八幡神社文書	松原八幡神社文書	姫路市史	姫路市史	高橋文書	魚住文書	正明寺文書	出 典
姫路市史	姫路市史	姫路市史	姫路市史	姫路市史	姫路市史	姫路市史	姫路市史	姫路市史	姫路市史	姫路市史	在田殿代
監	在田左近将	在田左近将	陰木合戰	陰木合戰	陰木合戰	陰木合戰	陰木合戰	陰木合戰	陰木合戰	陰木合戰	違乱主体
るよう命じる	止	寺領安堵(運乱停)	軍勢催促	感状	感状	感状	感状	ご注進の趣と小寺・櫛橋注進状(松原八幡神社文書42号)をいざれも披露したこと	※奉書	国衛惣社江悉可被打寄	
山のこと成敗する	禁制	松原八幡神社文書	松原八幡神社文書	松原八幡神社文書	松原八幡神社文書	松原八幡神社文書	松原八幡神社文書	松原八幡神社文書	松原八幡神社文書	松原八幡神社文書	
明応6	明応5	明応4	明応3	明応2	明応1	文明17	文明16	文明15	文明14	文明13	文明12

年 永正 17	西 暦 永正 16	月 日 永正 14	明 応 6	4 月 3 日	浦上則宗	称名寺 同宿中	押領停止	正明寺文書	姫路市史	小寺勘解由 寺祐職、高 橋平左衛門	違乱主体
1 5 2 0	1 5 1 9	1 5 1 7	文 亀 元	明 応 8	1 4 9 9	1 4 9 8	正 月 20 日	赤 松 則 貞	12 月 7 日	小寺祐職	4月3日
10 月 21 日	5 月 28 日	閏 10 月 11 日	4 月 15 日	12 月 23 日	10 月 14 日	8 月 19 日	10 月 29 日	赤 松 奉 行人 (芦 田 友)	浦上殿(浦上則宗)	浦上殿(浦上則宗)	浦上殿(浦上則宗)
浦上村宗	橋本藤八	浦上村宗	公賀、 當地頭 善聖	鳥居高友	大坪重定	久 政秀	高 枕 軒	性喜(赤松)	中村左衛門大夫 則	広峯新四郎(広峯俊長)	正明寺文書
八正寺 行事故	広峯新四郎(広峯俊長)	肥塚治部左衛門	八正寺衆徒中	威德寺	八正寺行事故	貞 殿	白国備前守	白国備前守	威德寺	正明寺文書	正明寺文書
知行安堵	穴無郷地頭職宛行	知行安堵	白国村と増位山臨 (どこにいても実相 坊を見つければ敗 してほしいこと)	諸公事以下免除	寺領代官職安堵	白国文書	白国文書	白国文書	姫路市史	姫路市史	姫路市史
松原八幡神社文書	広峯文書	松原八幡神社文書	白国文書	正明寺文書	姫路市史	姫路市史	姫路市史	姫路市史	姫路市史	姫路市史	姫路市史
姫路市史	姫路市史	姫路市史	姫路市史	姫路市史	姫路市史	姫路市史	姫路市史	姫路市史	姫路市史	姫路市史	姫路市史
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	穴無郷地頭分下地	—	※奉書	—	—	—	—	—	—	—

天文7												天文6	天文5	天文3	天文元	享禄4	大永5	永正18	年
1538												1537	1536	1534	1532	1531	1525	1521	西暦
9月30日	8月26日	8月3日	4月15日	4月15日	2月2日	赤松政村	赤松奉行人(難波泰興、祝融軒光慶)	赤松奉行人(難波泰興、祝融軒光慶)	赤松奉行人(難波泰興、祝融軒光慶)	赤松奉行人(難波泰興、祝融軒光慶)	赤松奉行人(難波泰興、祝融軒光慶)	赤松政村	赤松政村	赤松政秀	赤松晴政	赤松政秀	赤松晴政	浦上村宗	発給者
興、祝融軒光慶)	赤松政村	赤松政村	赤松奉行人(難波泰興、祝融軒光慶)	赤松政村	赤松政村	赤松政秀	赤松晴政	赤松政秀	赤松晴政	八正寺行事坊	宛所								
別符源三郎	代官職宛行	広嶺文書	広峯文書	長友	赤松政村	与九郎殿	增位山衆徒御中	称名寺	寺領安堵	松原庄并兼田村・妻鹿村・緋田・大塙村の商人などの諸公事免許	内容								
姫路市史	姫路市史	姫路市史	姫路市史	姫路市史	姫路市史	姫路市史	姫路市史	姫路市史	姫路市史	姫路市史	姫路市史	八正寺行事坊	八正寺行事坊	八正寺行事坊	随願寺文書	正明寺文書	松原八幡神社文書	出典	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	遣乱主体
藤岡孫八郎跡のことで同名千光跡・魚住三郎次郎分などを閑所として預けおく	当領東口役所・新宮屋敷など	本知行分・鶴庄内室嚴院分など	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	下知状案	※文書には「天元」とあり、天文元年カ ※亦松政秀は元亀元年没 淡州郡家之浜	※奉書		

	年	西暦	月日	発給者	宛所	内容	出典	造乱主体
	永禄11	1568	3月2日	小寺政職	金屋中			
	永禄12	1569	3月6日	赤松義祐、赤松泰行 (久安職種、祝融軒周登)	野里村 金屋中			
天正8	天正6	天正4	天正元	元亀4	元亀3	元亀元	(永禄年頃)	
1580	1578	1573	1574	1573	1573	1570		
10月28日	10月27日	閏3月晦日	閏3月晦日	3月20日	3月12日	5月2日	正月11日	12月15日
藤吉郎	藤吉郎	藤吉郎	藤吉郎	羽柴秀吉	羽柴秀吉	御藏宗弘	赤松滿政(赤松則房)	元長
龍野町	増位山	行事坊	寺領宛行	白国村	広峯社	野里村	書写山衆徒中寺領内	別符竹松
禁制	禁制	禁制	禁制	感状	感状	知行安堵	坪公事以下免除	違乱停止
龍野町文書	隨願寺文書	白国文書	白国文書	書写山文書	書写山文書	白国文書	書写山文書	所領安堵
姫路市史	姫路市史	姫路市史	姫路市史	姫路市史	姫路市史	姫路市史	姫路市史	姫路市史
	—	—	—	—	—	門坂口新左衛	—	—
	—	—	—	—	—	西河合内田中分	—	—

※赤松政村・永禄8年に没、赤松義祐の誤り

年 西 暦	月 日	発給者	宛所	内 容	出 典	違乱主 体
年未詳	6月17日	浦上村宗	八正寺 衆徒御中	寺領安堵	松原八幡神社文書	姫路市史
	8月4日	赤松政祐 (赤松晴政)	調所助丞	寺領など安堵	芥田文書	姫路市史
	8月4日	赤松奉行人 (石右祐)	野里五郎衛門尉	寺領など安堵	芥田文書	姫路市史
	8月10日	赤松晴政	別符平左衛門	寺領など安堵	芥田文書	姫路市史
	8月10日	景、辛備久宗	知行安堵	姫路市史	14号の添状	—
	9月12日	下野守 (政秀)	嵯峨山左助殿	嵯峨山半濟の分所	芥田文書	姫路市史
	10月16日	生熙(赤松晴政)	祝融軒	廣嶺文書	姫路市史	競望之族
	11月1日	赤松義祐	書写山十地坊実祐	嵯峨山文書	姫路市史	田中分
11月25日	浦上則宗	書写山 谷講師中	押領停止	嵯峨山文書	芥田文書	14号の添状
				嵯峨山左助屋敷を堅固に抱えるよう命じる		

②「同坊主次郎左衛門」の「家」や「平方奥村次郎衛門道場」も同じく検断される。

③以上の検断は「京都」よりの「御成敗」であつて、（播磨国）の至る所で「糺明」が行われた。

④鶴荘は「往古」より一向宗念佛道場は「堅禁制之在所」であり、これまでも「數度成敗」を行つて來たので、乘じて「東保之道場悉以打破」り、「資財以下迄政所へ検断」を行つた。

⑤「其後小寺加賀守方」に「種々佗言」があり、「(莊)の役人以下内儀相意得候ニテ、坊主次郎左衛門地下之安堵ヲハ令許可畢」という。

なぜ、検断を受けた一向宗坊主次郎左衛門は小寺氏を頼つたのだろうか。

稻葉継陽氏⁽²⁰⁾は「段錢奉行として関わりを深く持つていた

小寺氏と鶴荘侍衆との間で被官関係が進んでいる」ためと評価している。しかし、小寺氏と次郎左衛門との被官関係を「引付」やほかの史料からは実証出来ず、二者の関係性は具体的にはわからない。次郎左衛門からの「種々詫言」(＝銭など)があつたことで介入した可能性があり、主従関係のみを理由に判断し、評価することは出来ない。

段錢奉行という守護赤松氏の奉行人であり、守護赤松氏と交渉が出来る立場であるため、小寺氏が頼られたのではないか。それゆえ、政所役人も守護奉行人の口添えゆえに無下にはできず、次郎左衛門の「在荘」を許可するという結果に落ち着けたのではないかとも考えられる。

しかし、「地下之安堵ヲハ」許可したものの、検断した「資財以下」が次郎左衛門に返還された様子は見られない。それについて、小寺氏が異議申し立てをした様子も確認はされなかつた。一向宗坊主の道場や家の検断や資財没収は、鶴荘役人の権利として、守護赤松氏や小寺氏は認可しておらず、小寺氏の口添えは、守護奉行人として「京都」よりの検断命令に背くものでなければ、莊園領主の支配を強権的に否定するものでもないことに留意したい。

第三節 小結

文明七年（一四七五）頃から守護赤松氏の段錢奉行として機能していた小寺氏が発給した文書は、以降、享禄二年（一五二九）に至るまで、基本、段錢に関するものが大部分を占め、連署状及び奉書が目立つた。段錢免除や催促地として見られたのは播磨国中に渡り、段錢奉行としての権限は広域に及んでいたが、小寺氏からの軍勢催促などは段錢が賦課免除された同域には確認出来ていない。

赤松氏の播磨国支配の一端を担う段錢奉行として小寺氏が賦課し徵収する段錢の内容は、恒常的に賦課される幕府や守護役に関するものに限られていた。また、小寺氏のみが賦課・徵収している段錢の事例などもあり、御着の段錢奉行の中でも小寺氏・薬師寺氏それぞれで役割が分化していた可能性がある。

永正十一年には、小寺氏が、政所に検断された一向宗坊主の保護を行なうが、稻葉氏のように地域権力として在地との被官関係が進んでいたためとは評価しがたい。赤松氏の奉行人として、守護の末端に位置づき、守護と関係を持つた存在であるためと考えられる。

このように評価するのも、十六世紀初頭には、小寺氏が

「引付」の中に現れなくなりはじめるためである。守護権力から離れて、小寺氏が独自に権力を伸長させていたのであれば、以降も積極的に「引付」に現れてくるはずである。しかし、小寺氏の出番は控えられていき、やがて「守護不入の地」として段錢賦課をも拒まれ、札錢も小寺氏のもとへあがらなくなつてくる。

これは、守護赤松氏の弱体化と連動するからではないか。守護権力の衰退とともに、段錢奉行といった守護機構の役人が鷦鷯へ食い込んでいくくなる様子が段錢の賦課・免除の様子から見えてくる。

では、守護の衰退に伴い、小寺氏は以後どのように変化していくのだろうか。

第二章 地域権力としての小寺氏

第一節 地域資料による小寺氏

小寺氏の発給文書の初見は文明七年（一四七五）の赤松家年寄上原氏との連署状⁽¹⁾であり、「段錢・人夫・臨時課役免除」に関するものとは前述のとおりである。十五世紀の後半から十六世紀の初頭にかけて、寄進状や浦上氏への「返

報」など一部を除き、小寺氏が単署で行う発給文書はほとんど見られない。「野州」（西播磨守護代）や守護よりの命を奉じて請文を単署で発給はするものの、小寺氏独自の意思にて発給はされない。

ところが、享禄二年（一五二九）になると十一月二十日付で、上月又六宛の感状が小寺村職より発給される。⁽²⁾去月三日の三木城南口での戦功を讃えるもので、小寺氏が単署で発給した感状の初見がこの文書にあたる。

文明十七年（一四八五）八月二十一日付で「八正寺行事坊」宛てに津田・水田辺を攻めるよう命じる軍勢催促状を発給しているが、櫛橋則伊との連署書状であって、文明十七年以降享禄二年に到るまで小寺氏が感状・軍勢催促などを単署で発給している事例は確認出来ていない。

十六世紀半ばに入ると内容は段錢に限らず、感状や軍勢催促をはじめ、知行及び職に関する安堵状や売場相論の仲介、普請命令など文書の発給が活発になる。段錢奉行といふ広域権力としての機能が縮小していく時期に、飾東郡内の御着・姫路近郊、市川流域を中心に小寺氏発給の文書は増加傾向にある。【表③】

これはどういった変化を小寺氏が遂げようとしているの

か。その具体的な様相を主に「芥田家文書」から検討していく。

「芥田家文書」は市川の右岸に位置する野里村に残存していた文書群で、同家文書中には多数の小寺氏発給文書が含まれている。野里村は近世に商人・職人の町として、また但馬方面に抜ける街道沿いの町として栄えるが、その萌芽は小寺氏が地域領主として変容していく頃に見受けられる。野里村に小寺氏が積極的に出現する理由も、御着の近郊の地というに限らず、商職人が集住する街道沿いの町であるという点も大きいのではないだろうか。

芥田氏は野里村鋳物師の頭領としても現れる。永正十五年（一五二八）から天文十五年（一五四六）頃にかけて断続的に「売場券」を買収し、権益を拡大させていくつている様子が同家文書に見られる。東は「蔭松」（現明石市当たりカ）・現加古川市、西は市川・御着西市を限る範囲とそのほかの鋳物売場を獲得していたとされる（『兵庫県の地名』以下『地名⁽²⁵⁾』）。

この商売圏の拡大が相論に発展し、その調停に小寺氏が現れる。

① 東郡売場相論
天文十三年（一五四四）十二月六日、五郎右衛門と新右衛門・孫左衛門による「東郡売場相論」が小寺則職に野里村の百姓中より持ち込まれる。

【史料⑤】「小寺則職書⁽²⁶⁾下」

五郎右衛門与新右衛門・孫左衛門拘東郡売場相論事、一途無之上者、可置申候也、仍状如件、

天文十三

極月六日

則職（花押）

野里村

百姓中

残存している「売場券」などから「五郎右衛門」が芥田氏であり、この時すでに「野里村鋳物師・大工」であったことが判明している。「東郡売場」は鋳物や大工に関する売場と推察され、争っている新右衛門・孫左衛門も五郎右衛門と同じ職業人であることが想定される。

小寺氏は、「野里村百姓中」から持ち上がった鋳物師同士の売場相論に対し、同一の方針が「野里村百姓中」でも出ない場合は現状維持をしておくように命じている。

下つて天文十七年（一五四八）十二月二十一日に発給さ

れた「小寺則職書下」でも「東郡金屋沽場（売場）并大工職」について「先年及相論、雖為末落居」と小寺氏が相論に介入している。またこの文書は軍勢催促も兼ねており、この時、野里村鑄物師の五郎右衛門は、村の職人であり、有事の際には軍事行動を共にする小寺氏の被官人でもあつたようだ。

次に見る【史料⑥】中の「先年」が天文十三年に起こつた「東郡売場相論」を指すかは、関連史料がないためわからぬ。

【史料⑥】「小寺則職書⁽²⁵⁾下」

於東郡金屋沽場并大工職之事、先年及相論、雖為末落居、今度砥堀面合戦之刻、粉骨神妙之条、申付者也、仍状如件、

天文十七

十二月廿一日

則職（花押）

野里村

五郎右衛門所

しかし、この時も、「東郡金屋（＝鑄物師）沽場」と「大工職」を巡つて係争が起きており、「落居」には至つてはいないものの、その問題の対応に小寺氏が応じている様子が見られる。

問題に際して、小寺氏の調停方法は、在地の慣習法に則つたものである。まずは「野里村百姓中」での衆議にて基本方針を決めるように求め、それでもまとまらない場合は、現状維持を命じている。それでも、「野里村百姓中」は村の自力ではままならない問題の解決の糸口として小寺氏を求めた。これまで赤松氏という守護が広域支配を展開し、唯一の公権力として管理をして来た播磨国において、守護だけではない権力が村の百姓や職商人達の権益を新たに保護してくれる媒体として地下から注目されているのである。

「十五世紀後期に寺社本所領保護を基本とする守護権力による地域支配の抑圧から地下が自らの要求実現のために守護権力ではなく地域権力を求める」ようになり、「国人の自立性が地下の要求によつて強化」され、播磨国の守護体制が解体されていくことは明石氏を例に小林氏が述べられているとおりである。⁽²⁶⁾

必ずしも「守護権力による地域支配の抑圧から」求められている状態にはないが、十六世紀の半ば、守護の力が弱まりはじめると御着近郊にても自らの要求実現のために地下の者達が小寺氏を頼つていく様子が見られるようにな

る。村の自力だけでは裁許出来ない問題の調停に、身近な権力が選択されるようになつてゐる。「東郡売場相論」から小寺氏が地域により近く根差した権力として近隣の村に認められるまでに変化しているひとつ証左と評価出来るのではないか。

またこれらの書状は誰の意も奉じず、小寺氏の意思で発給されたものである。野里村の職人と小寺氏との間に被官関係が進んでいることからも、小寺氏という地域権力が守護を介さず村に浸透している様子が見受けられる。

②職の安堵

村の相論調停のほかに注目すべき小寺氏の発給文書として、職の安堵状があげられる。

【史料⑦】「小寺則職書₍₂₈₎下」

大村鑄物師売場并大工職等事、任沾券状之旨、可相拘事、領掌不可有相違者也、仍状如件、

天文十四

則職
(花押)

野里村鑄物師

五郎右衛門男

十二月廿一日

この書下が発給される以前、天文十四年（一五四八）十二月十三日に大村鑄物師売主 新五郎・宗大夫より野里村五郎右衛門に宛てて「鑄物師大村売場・大工職」を「永代売渡」すとして「連署売場券」が出されている。⁽²⁹⁾

大村は御着を含んだ一帯にあつたとされ（『地名』）、大村鑄物師の新五郎と宗太夫は、御着近郊にいた職人であつたことが想定される。所有していた売場は「東郡」と「神西一郡」とある。「東郡」は「西者市河堺、東者三本松堺、北者カケ松堺」とある。東境の「三本松」の所在は不明であるが、北の「カケ松」は明石にある「蔭松」と比定され、北の境は明石方面まで広がつていたようである（『地名』）。このほかにも五郎右衛門は「佐土市六さい、刀田寺町」にも商売権を所持している。

「佐土」は御着の東に隣接しており、「佐土市ろくさい」とは佐土で開かれていた六斎市を指すものと思われる。「刀田寺町」は、姫路北東部に「刀出町」「田寺町」という字名が隣接し合つて現在も残つてゐるが、その一帯を「刀田寺町」と比定してよいかは不明である。

「東郡」という西は市川、北は明石方面を境とする広域地帯と市川流域沿いに広がつてゐた「神西一郡」、御着東

隣の「佐土市」に大村鑄物師は商売権を持つており、その

巨大な商売権を五郎右衛門は買いつたことになる。

三月二日
金屋中

政職（花押）

天文十四年十二月二十一日の「小寺貰職書下」は、天文十四年十二月十三日の「売場売券」の内容を追認し、大村鑄物師に代わり野里村鑄物師・五郎右衛門が新規に商売をすることを承認した内容である。

更に五郎右衛門はこれ以前、天文七年（一五三八）十二月二十三日に「津田村千千代」・「八郎衛門」が「飾東郡・⁽³⁰⁾飾西郡」に持つていた売場を賣いとつて⁽³¹⁾いる。津田村は飾磨郡英賀に隣接する村で、津田村の職人が持つていた売場に関する小寺氏の書状は、大村職人のようには出ていない。大村は御着を含んだ周辺部に広がっていたと考えられ（『地名』）、野里村の五郎右衛門が大村の職人に代わって市川流域で商売をすることを認可した小寺氏は、地域領主として大村の職人を管理していたことが考えられる。

【史料⑧】「小寺政職書下」⁽³²⁾

野里村鑄物師惣管職并諸公事事、如先々被仰付上者、不可有相違者也、仍状如件、

永禄拾壹

野里村内に在している中でもトップクラスの鑄物職人達（「金屋中」）に、野里村鑄物師の管理と掛かる諸公事について前々のとおりに命じるものである。「被仰付上者」と見えることから、小寺氏より上級の権力に当たる守護が「野里村鑄物師惣管職并諸公事」を安堵し、それを小寺政職が奉行人となり野里村の「金屋中」に伝達したものである。

この数日後の永禄十一年（一五八六）三月六日付で守護赤松氏の復権をはかる赤松義祐により「赤松義祐袖判赤松奉行人連署安堵状」⁽³³⁾が発給され、そこには同じく「野里村金屋中」に宛てて「播州国中鑄物師惣管職并諸公事等」が安堵された内容になっている。

発給時期を見て「小寺政職書下」と「赤松義祐袖判」は連動して発給された文書と考えられるが、「小寺政職書下」が野里村と限定的であるのに対し、「赤松義祐袖判」は「播州国中」と対象範囲は広域である。一国を範囲とする広域権益の保護となると守護赤松氏にしか行えず、永禄十一年に至っても赤松氏にしか付与出来ないものであることが窺える。

渡邊氏はこの永禄十一年三月に発給された二通の安堵状を以つて「当該期において、赤松氏はもはや播磨国の単なる權威的な存在となり、一国を実効支配出来るような力を持たなかつた」が「(小寺)政職は(赤松)義祐と袂を分かつことなく、連携を保ちながら御着を中心に權力基盤を形成し」、この時、小寺氏は赤松氏と「与力」関係にあつたとする。⁽³⁾

以上の渡邊氏の指摘を踏まえたうえで、自らの意思で書状を近隣に発給をし、地域領主として変容していた小寺氏が、守護の奉行人として改めて野里村に現れるに至つたのか、その背景を考えたい。

・ 小寺氏の出発点は守護の段錢奉行であり、元より赤松氏の奉行人である。

・ 小寺氏は野里村に被官人を持つた御着近郊の商業権を管理する地域權力者である。

以上二点は守護と小寺氏、小寺氏と地域との関係性を考えるうえで重要であろう。

小寺氏が被官人を持つなど強く持つていた野里村との関係性に守護は着目し、これを利用したものと考えられる。十六世紀半ばから後半にかけて地域權力へと変容していく

た守護奉行人と地下の関係を再利用し、守護權力は再度広域權力として活動をはじめた。この動きは減退をした勢力を再び伸長させようとする守護權力の指揮下に地域權力が再編されていく一過程が現れているのではないだろうか。

しかし、赤松氏と小寺氏の関係は、以前のようには戻ることはなかつた。小寺氏はこれ以降も奉書を発給するいつぽうで、单署状を発給し、軍勢催促や知行宛行を行つていく。この時、小寺氏は、渡邊氏が評価する通りに、守護赤松氏の機構に完全に組み込まれた守護奉行人というよりも、地域領主として赤松氏の「与力」となり、赤松氏を支えていたと考えるのが筋ではないだろうか。地域權力が成長をはじめたことで起つた社会秩序の変化と思われる。

第二節 小寺一族の創出—黒田氏の登場

守護奉行人から地域領主として変化していく過程において、小寺氏は守護奉行人として活動していた時期とは違つた様相を見せはじめる。地域相論への介入や、職の安堵のほか、小寺氏の地域支配を支える一族や奉行体制の創出もそこにあげられる。

「小寺美濃守職隆」、「小寺官兵衛尉祐隆(孝隆)」は、小

寺氏に小寺姓を与えられ、旧街道の結節点である姫路を与えた黒田氏である。

黒田氏の初見は、天文十一年（一五五二）七月三十日付「曼陀羅院同宿中」宛ての「黒田重隆・山脇職吉連署奉書」である。

【史料⑨】「黒田重隆・山脇職吉連署奉書」^㉙

中嶋村内刑部少輔殿御分、光連名下地五段四十代分米武石
壱斗五升御拘之由候処、麦地子在之由、代官雖被申候、先々
無之支証明鏡之上者、於向後不可有相違之由候也、恐惶謹

言

天文十一

七月卅日

山脇和泉守

職吉（花押）

黒田入道

宗ト（花押）

曼陀羅院

御同宿中

内容としては「代官」が「麦地子」のことを申して来て
も、前々からの証文の内容には問題がないので、今後何が

あつても間違いがあつてはならないことを命じるものである。宛所の「曼陀羅院」は野里村に隣接する威徳寺村に随願寺の末寺としてあつたようだが、のちに野里村に一部が移築されたとある。（『地名』）

寺領保護を目的としたこの書状は「姫路市史」などで「連署奉書」されているが、「仍執達如件」など明確に上位権力の意を奉じている文言は見られない。しかし、発給者は小寺氏の被官人である可能性が高く、小寺氏の命を受けて、発給された安堵状と想定されている。

まずは発給者の山脇氏について詳細をみていく。

近世の地誌「播磨鑑」によれば市川下流左岸で御着の南に「山脇構居」があつたとされる。天正の頃には小寺氏の「家老」であつた「山脇六郎左衛門」がいたといい、その辺りにはいまも山脇という地名がみられる。

寛保元年（一五四二）に三木通識が「神職の家にある処の書中より抜書」いたという「播陽万宝智恵袋（抄）」所収の「惣社走馬之記」^㉚にも「小寺家人」が山脇に複数人いたことが記載されている。小寺氏の要塞があつた山脇には、小寺氏の被官人が集住していた様子が見受けられる。

「山脇六郎左衛門」との関係は不明であるが、山脇職吉

は「和泉守」という官途を名乗っていることから、山脇の

有力者であつたことが推測できる。山脇職吉の「職」の字は、「職」を通字とする小寺氏からの扁諱であろう。

つぎに、「黒田入道宗ト」である。黒田宗トは小寺職隆（黒田職隆）の父・黒田重隆にある。

黒田氏の出生地については諸説あるが、近世の儒学者が

書き残した福岡藩の公式記録「黒田家譜」⁽³⁷⁾には、近江国伊香郡黒田村で黒田重隆は誕生したあと備前国福岡村に移り、やがては姫路に流れついて、剃髪し「宗ト」と号したとある。

天文十一年頃に山脇氏や黒田氏が「曼陀羅院」にかかる「代官」の催促を退けられるほどの地域権力とは、両氏の発給文書がほかに見当たらぬことからも想定しにくい。御着一帯の地域領主に変じつつある小寺氏の意を受けて連署状を「曼陀羅院」に発給していると考えられる。

「代官」の派遣元は関連文書がないため詳しいことはわからない。守護からの派遣であろうと、この時期に小寺氏と同じように成長をはじめた地域領主からの派遣であろうと、その催促を退けられ、自分達の権益を保護してくれる力を持った地域領主であると小寺氏が「曼陀羅院」から認

識されていたことは間違いない。

この「黒田重隆・山脇職吉連署奉書」を以つて小寺氏は天文十一年頃には家臣を抱え、奉行制度を整備していたとされる⁽³⁸⁾。天文十一年には黒田氏は小寺氏の奉行人として機能しており、小寺氏の地域支配を支えていた様子が見られる。

黒田氏が小寺姓を拝領し、扁諱を受けた明確な時期についてはわからぬ。少なくとも永禄十年（一五六七）には「播州中国惣社」の「拝殿並門」が「大破」したことを受け「藤原朝臣小寺美濃守職隆」が「願主」となり「復興」させたという棟札銘⁽³⁹⁾が残るほか、「淨土寺」の「鐘銘」を「同心」するよう「小美濃守職隆」が「芥田五郎右衛門殿」に伝えている⁽⁴⁰⁾。またほかにも「小寺祐隆下地壳券」⁽⁴¹⁾が同年にみられることから、永禄十年以前には小寺姓を拝領し、それを公的な名乗りにしていたことが窺える。

特に注目するのは、前述の永禄十年九月十五日付の「射楯兵主神社拝殿棟札銘」である。「播州中国惣社」と称される射楯兵主神社の「大破」した「拝殿」と「門」を小寺職隆が「復興」したというものである。「播州中国惣社」とあれば、その復興事業は、本来、守護の役目と考えられ

るが、それを代わって小寺氏が勤めるほどに射楯兵主神社のある姫路一帯では地域領主の存在が大きくなっている。また「拝殿」と「門」となれば、かけられた費用や労働力は大規模であったことが想定される。小寺氏という地域領主が持つた財や権力の大きさの一端を窺うことが出来よう。

またこの時、「願主」として現れるのは小寺氏当主の小寺政職ではなく、小寺職隆である。小寺氏の奉行人として御着近郊に現れた黒田氏は、永禄十年頃には地域領主小寺氏の一族として活動を活発化させ、「播州中国惣社」復興の「願主」を勤めあげるほどになつていてある。

このほか、同年十二月二十三日付で「小寺祐隆（黒田孝隆）」「上村弥三郎跡職」を姫路の「称明寺」に「売渡」す売券がみられた。この頃には一定規模の土地を集積していた様子も見られる。

更に注目すべきは、発給年は不明であるが十二月六日付で「黒田与十郎殿、黒田与七郎殿、黒田次郎左衛門殿、黒田平左（右カ）衛門殿、黒田四郎左衛門殿、黒田三郎左衛門殿」宛に、「小寺美濃守、同官兵衛」が連名で、「當國中陳付」を命じ、「大事・小事不可有相違候也」と軍勢催促

をしている書状⁽⁴³⁾がある。これら黒田姓を持ち、小寺職隆・孝隆父子の軍勢として組み込まれている宛所の者達は、小寺職隆が発給した「官兵衛事大事小事不可有疎略候」と命じている書状により「黒田次郎左衛門」「國府寺次郎左衛門」、「黒田平左（右カ）衛門」「北條平右衛門」、「黒田四郎左衛門」「西木戸（西城戸）四郎左衛門、津田四郎左衛門」、「黒田三郎左衛門」「北條三郎左衛門」の可能性がある。⁽⁴⁴⁾

これらの名字のほとんどが姫路周辺村名で、各村の目代や名主層に今度は自ら黒田姓を与えて被官人としていたことが窺える。のことから、黒田氏の地位は、各村目代や名主層より格上にあり、地域領主としての存在をある時期から高めていたことが推察される。このほか、姫路北部にある広峯神社の社家のひとりであつた「肥塙治部左衛門尉殿」に宛てて「違乱停止」や「軍勢催促」などを行つてい る。自前の軍勢を拡大していく様子が見られる。⁽⁴⁵⁾

ただし、黒田氏が小寺氏当主のようく知行安堵や職の安堵や補任を行うなどはみられない。先立つて発給された小寺氏当主による補任状に対する添え状を発給する際も同じく「職」の扁諱を受けた小寺氏奉行人との連署状であり、単署での発給ではない。

小寺氏の奉行人から小寺一族として頭角を現しはじめた黒田氏は、あくまでこの時、当主の補佐的立場であつて、持ち得た権限からは小寺氏当主と同等とまでは評価しがたいものの、御着を拠点とする小寺氏の姫路支配を十分に支えていた様子がみられる。

姫路の黒田氏ほか小寺氏の被官人について、詳細なことは発給文書がほとんど見られないため不明である。近世に成立した地誌「播磨鑑」や、寛保元年の九月に「神職の家にある処の書中より抜書」いたという「大永年中」の様子を記した「惣社走馬之記」に、わずかに窺える程度である。それらをまとめると小寺氏の被官人達は山脇村、八代村、志深村、星田庄山崎村、八重畠村、豊国村などといった御

着周辺村に集住していたようである。

周辺村々の有力者を被官人として小寺氏の下に取り入れていったことで自然発生的に御着・姫路周辺に集中していった可能性と小寺氏が意図的に集住させていた可能性を考えるべきだろう。そう評価するのも、山脇氏や八代氏のように御着の周辺村名と名字が合致する者もあれば、名字と同名の地名を御着から離れた隣郡などの他地域にであれば確認出来る者もあり、小寺氏が拠点周辺に被官人を意图

的に集めて支配領域を固めていたことは十分に想定出来るからである。

小寺氏が地域領主として変容していく中、どのようにして黒田氏を見いだし、奉行人から小寺姓を与るために到つたのか。西国街道を通して、御着と近接する姫路という要地を与えるまでになつたか。その詳細な背景は史料が見当たらぬため、詰め切ることは出来ない。しかしながら、小寺氏が自身の名字を与えた者に御着周辺の要地を与え、支配を担わせていたことは小寺氏の地域支配を考えるうえでも、黒田氏の萌芽を考えるうえでも重要と考える。

第三節 小結

十六世紀の半ばに入ると小寺氏の発給文書に変化が現れる。それまで守護赤松氏の段錢奉行として段錢に関する文書が大部分を占め、奉書や連署状が目立つていたが、単署で発給されるようになる。発給文書の内容も多岐に渡り、拠点とする御着近隣村の相論の調停を行つているものもわずかではあるがみられるようになる。

相論の内容としては村の職人の商売権拡大などで生じた利権関係を巡るものである。村の自力では裁許出来ない問

題に際し、身近にいる地域権力が村から選択されるようになつてゐる。このほか、新規に村の職人が獲得した御着近郊での商売権の追認など、段錢奉行人であつた頃の小寺氏には見られなかつたこの変化は守護赤松氏と小寺氏との関係をも変えていく。

永禄十一年三月に小寺氏は野里村の「金屋中」に宛てて守護の意を奉じ、「野里村鑄物師惣管職并諸公事」を安堵する。この数日後、「播州國中鑄物師惣管職并諸公事等」を安堵する「赤松義祐袖判赤松奉行人連署安堵状」が「野里村金屋中」に発給される。このあとも、小寺氏は奉書を発給しつつ、軍勢催促や宛行状など自らの意思で文書を發給する。この時、小寺氏は、守護赤松氏の機構に完全に再編されし直された守護奉行人というよりも、地域領主としての性格も持ち合わせた赤松氏の「与力」であつたと渡邊氏の指摘どおりに評価出来る。地域領主が成長をはじめたことで起こつた社会秩序の変化と評価出来るだろう。

また小寺氏が地域領主として変容していく中で、奉行体制を整備していく。

小寺氏の通字である「職」の字を扁諱として与え、小寺姓を下賜し、新たに一族をも創出している。旧街道の結節

点である姫路を拠点とした黒田氏は、小寺氏の奉行人からはじまり、小寺姓を与えられ一族化した者達である。永禄十年（一五六七）頃には小寺姓を拝領し、それを公的な名乗りにし、大破した「播州中國惣社」の「拝殿並門」を復興させている。

小寺氏の奉行人として御着近郊に現れた黒田氏は、地域領主小寺氏の一族として活動を活発化させる。「播州中國惣社」復興の「願主」をも勤めあげた黒田氏は、姫路周辺各村の目代や名主層に今度は自ら黒田姓を与えることで被官人兼一族を拡大させている。

とはいへ、小寺氏当主のように知行安堵や職の安堵や信任を行なうなどその頃の黒田氏にはみられない。先立つて発給された小寺氏当主による補任状に対する添え状を発給するも同じく「職」の扁諱を受けた小寺氏奉行人との連署状であり、単署での発給ではない。

小寺氏の奉行人から小寺一族として頭角を現しはじめた黒田氏は、あくまでこの時、当主の補佐的立場であつた。

姫路の黒田氏ほか小寺氏の被官人は御着・姫路の周辺村々に集住していた様子がみられる。自然発生的に集中していった可能性と小寺氏が意図的に集住させていた可能性

を視野に入れねばならない。小寺氏が拠点周辺に被官人を集め、支配領域を固めていたことは十分に考えられるからである。

しかし、小寺氏がどのようにして黒田氏を見いだしたのか。その背景は不明な点が多い。とはいっても、小寺氏が自身の姓を与えた者に、要地を与え、支配させていたことは小寺氏の地域支配を考えるうえでも、黒田氏の萌芽を考えるうえでも重要であろう。

おわりに

これまで小寺氏に関する評価は、守護から自立した地域権力であることが先行し、守護の末端として活動していた頃の小寺氏の実態はあまり顧みられなくなっていた。小寺氏が守護の段銭奉行という職制から支配権を拡大したという地域権力であれば、守護権力の中での小寺氏を見直す必要性があると考え、守護奉行人から地域権力へと変化していく過程を追つていった。

検討課題のひとつめとして、守護の末端として小寺氏はどういうに地域に現れてくるのか。ふたつめは、地域領主

として変容していく際、それがどう変化するのか。地域に果たす武家の役割や地域との関係がどのように変化をしていくのかに注目し、「鶴荘引付」といった古記録や小寺氏発給文書の整理を行つた。

播磨国守護赤松氏の段銭奉行として出発した小寺氏は、御着を拠点としながら、広域に現れ、守護や幕府に関する段銭を賦課・徴収・免除を行つて來た。この時、小寺氏には小寺氏個人の意思で書状を発給することはほとんどなく、大部分が奉書や連署を占めており、領主的な性格はみられない。地域に現れる際も、守護奉行人としての性格が強く、段銭奉行として活動のみられた地下の者達との被官関係が促進されているからとは評価しがたい。段銭奉行という職制を梃子に必ずしも支配を拡大出来たわけではないだろうと評価するのも、守護の弱体化に伴い、段銭奉行としての活動が制限されていく中で、小寺氏の発給文書は拠点とした御着近郊にしばられるようになつてくるからである。この頃になり、小寺氏は御着近郊での領主的性格を強めていく。単署状の発給や小寺氏奉行人による書状の発給などが確認されるようになり、御着近郊での活動が活発になりますはじめる。

しかし、小寺氏がこれまでの先行研究で議論がなされたように守護から完全に乖離した地域領主へと変化を遂げたかといえばそうではない。時として、守護奉行人として守護の意を受けた奉書を小寺氏は発給する。渡邊氏はこの時的小寺氏を守護赤松氏の「与力」と評価する。渡邊氏の指摘は妥当であると考えられる。小寺氏は奉書を発給する傍ら、単署状も発給しつづけ、地域支配を強めていく。この時的小寺氏は、守護赤松氏の機構に完全に再編された守護奉行人ではなく、地域領主としての性格も持ち合わせた「与力」であったと評価すべきだろう。

黒田氏は、こうして地域領主へと変容を遂げはじめた小寺氏の奉行人の一人として現れる。契機は不明であるが小寺姓を押領し、小寺氏の一族入りした黒田氏は、姫路近郊

田氏の萌芽を考えるうえでも重要である。

しかし、この後、織田・羽柴氏が播磨国に入国をすることで、小寺氏と黒田氏の関係は一変する。黒田氏は織田・羽柴氏の陪臣として軍事行動をはじめ、ついには織田・羽柴氏と敵対している毛利氏に追従した小寺氏と袂を分かつていく。この時、黒田氏はどのような役割を、地域で、そして、織田・羽柴氏という中央政局との関係の中で担つていくのだろうか。小寺氏との関係を踏まえながら今後の課題としたいた。

小寺氏の被官人は、「播磨鑑」などを参考にすると御着周辺村に集住をしていたようであるが、自然発生的に御着姫路周辺に集中したのか、小寺氏が意図的に集住させたかまではわからない。その双方を可能性として考える必要性があるだろう。

守護奉行人から地域領主へと変容していく過程で、小寺氏がどのようにして黒田氏を見出し、奉行人から小寺姓を与えるまでに到ったのか。その背景は不明な点が多いものの、自身の名字を与えた者に要地を与え、地域支配を担わせていたことは、小寺氏の地域支配を考えるうえでも、黒田氏の萌芽を考えるうえでも重要である。

註

- (1) 野田泰三「戦国期における守護・守護代・国人」『日本史研究』四六四号 二〇〇一
- (2) 小林基伸「十五世紀後期の播磨における守護・国人・地下」『大手前大学史学研究紀要』三号 二〇〇三
- (3) 川岡勉「戦国期但馬の守護と領主」『愛媛大学教育学部紀要』第六一号 二〇一四
- (4) 清水敏之「戦国期丹後一色氏の基礎的研究」『戦国史研究』第八二号 二〇一二
- (5) (1) に同じ
- (6) 野田泰三「戦国期の小寺氏」『黒田官兵衛 豊臣秀吉の天下取りを支えた男』二〇一四 株式会社宮帝出版社
- (7) 濱田浩一郎「戦国期における小寺氏の動向―上級権力との関係を中心にして」『皇學館論叢』第四〇巻第三号 二〇〇七
- (8) 渡邊大門「戦国期小寺氏に関する一考察」『播磨学紀要』第十六号 二〇一二
- (9) 「太子町史 本文篇一 第一巻」太子町 一九九六
- (10) 「鶴荘引付」『太子町史 資料編一 第三巻』太子町 一九八九
- (11) 藤木久志「領主政所と村寄合」『戦国の作法』平凡社 一九八七、稻葉継陽「戦国時代の莊園制と村落」校倉書房 一九九八、水藤 真「片隅の中世 播磨國鶴荘の日々」吉川弘文館 二〇〇〇、久留島典子『一揆と戦国大名』講談社 二〇〇一 など鶴荘研究に関しては厚く論考があり、その一部を紹介する
- (12) 大山喬平「室町末戦国初期の権力と農民」『日本史研究』九号 一九六五
- (13) (1) に同じ
- (14) 『姫路市史 第二巻 本編』姫路市 二〇一八
- (15) (1) に同じ
- (16) 「九条家文書」『兵庫県史 史料編 中世八』兵庫県 一九九四
- (17) 「正明寺文書」『姫路市史 第九巻 史料編 中世二』姫路市 二〇一二
- (18) (1) に同じ
- (19) 野田泰三「戦国期赤松氏権力と国人領主―東播上月氏の事例を中心にして」矢田俊文編『戦国期の権力と文書』高志書院 二〇〇四
- (20) 稲葉継陽『戦国時代の莊園制と村落』校倉書房 一九九八
- (21) (16) に同じ
- (22) 「上月文書」『兵庫県史 史料編 中世九・古代補遺』兵庫県 一九九七
- (23) 「松原八幡宮神社文書」『姫路市史 第九巻 史料編 中世二』姫路市 二〇一二
- (24) 「芥田家文書」『姫路市史 第九巻 史料編 中世二』姫路市 二〇一二
- (25) 『兵庫県の地名』平凡社 一九九九
- (26) 「天文十三年十二月六日付け小寺則職書下」(『芥田家文書』)

- (27) 「姫路市史 第九巻 史料編 中世二」姫路市 二〇一二
- (28) 「天文十七年十二月二十一日付け小寺則職書下」(「芥田家文書」)『姫路市史 第九巻 史料編 中世二』姫路市 二〇一
- (29) 「天文十四年十二月二十一日付け小寺則職書下」(「芥田家文書」)『姫路市史 第九巻 史料編 中世二』姫路市 二〇一
- (30) 「天文十四年十二月十三日付け新五郎等連署壳場壳券」(「芥田家文書」)『姫路市史 第九巻 史料編 中世二』姫路市 二〇一二
- (31) 「天文七年十二月二十三日付け八郎衛門父子連署壳場壳券」(「芥田家文書」)『姫路市史 第九巻 史料編 中世二』姫路市 二〇一二
- (32) 「永禄十一年三月六日付け赤松義祐袖判奉行人連署下知状」(「芥田家文書」)『姫路市史 第九巻 史料編 中世二』姫路市 二〇一二
- (33) 「永禄十一年三月六日付け小寺政職書下」(「芥田家文書」)『姫路市史 第九巻 史料編 中世二』姫路市 二〇一二
- (34) 「永禄十一年七月三十日付け黒田重隆・山脇職吉連署奉書」(「芥田家文書」)『姫路市史 第九巻 史料編 中世二』姫路市 二〇一二
- (35) 「平野庸脩『播磨鑑』」播磨史談会 一九〇九
- (36) 「惣社走馬之記」『姫路市史 第九巻 史料編 中世二』姫路市 二〇一二
- (37) 川添昭二『黒田家譜 第一巻』文献出版 一九八二
- (38) 渡邊大門「黒田重隆・小寺職隆の時代」『黒田官兵衛 豊臣秀吉の天下取りを支えた男』二〇一四 株式会社宮帯出版
- (39) 「播磨古事」『播磨学紀要 第十六号』播磨学研究所 二〇一二
- (40) 「永禄十年十一月二十四日付け小寺職隆書状」(「芥田家文書」)『姫路市史 第九巻 史料編 中世二』姫路市 二〇一二
- (41) 「永禄十年十二月二十三日付け小寺祐隆下地壳券」(「正明寺文書」)『姫路市史 第九巻 史料編 中世二』姫路市 二〇一二
- (42) 「無年号十二月六日付け小寺職隆・小寺官兵衛書状写」(『播磨古事』)『播磨学紀要 第十六号』播磨学研究所 二〇一二
- (43) 「無年号十一月十六日付け小寺職隆書状写」(『播磨古事』)『播磨学紀要 第十六号』播磨学研究所 二〇一二
- (44) 「無年号十一月二十六日付け小寺職隆書状写」(『播磨古事』)『播磨学紀要 第十六号』播磨学研究所 二〇一二
- (45) 「無年号三月一日付け小寺職隆書状」(「広峯神社文書」)『姫路市史 第九巻 史料編 中世二』姫路市 二〇一二